

平成 19 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 ケネディクス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 本 間 良 輔  
(コード番号 4321 東証1部)  
問い合わせ先 取締役CFO 吉 川 泰 司  
電 話 番 号 (03) 3519-2530

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 19 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

現行定款第 2 条(目的)につきましては、今後の事業の一層の多角化に備え、目的を追加するものであります(変更案第 2 条)。

株主総会における議決権の代理行使について、当社の株主総会において議決権を行使することのできる株主 1 名に限定する旨の変更を行うものであります(変更案第 15 条)。

株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供することができるための規定を新設するものであります(変更案第 16 条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的記録による取締役全員の同意により、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にする旨の規定を新設するものであります(変更案第 25 条)。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 27 日

以上

変更案の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1. 不動産取引及び利用並びに資産運用に関するコンサル タント業	1. (現行どおり)
2. 不動産の売買、賃貸、仲介及び鑑定	2. (現行どおり)
3. 不動産の管理	3. (現行どおり)
4. 有価証券の売買、保有、運用及び投資	4. (現行どおり)
5. 有価証券投資顧問業	5. (現行どおり)
6. 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及 び合併等に関する仲介、斡旋並びに投資業	6. (現行どおり)
7. 金融業	7. (現行どおり)
(新 設)	<u>8. 信託受益権販売業</u>
(新 設)	<u>9. 建築の設計、施工、監理</u>
(新 設)	<u>10. 建設コンサルタント業</u>
<u>8.</u> 下記の業務を目的とした会社の株式を所有すること による当該会社の事業活動の支配及び管理	<u>11.</u> (現行どおり)
(1) 債権管理回収業に関する特別措置法に規定する債権 管理回収業	(1) (現行どおり)
(2) 同法及び関連法令に規定する特定金銭債権の管理又 は回収を行う業務であって、上記に該当しないもの	(2) (現行どおり)
(3) 上記(1)及び(2)の特定金銭債権の担保不動産及び隣 地の売買、交換若しくは賃貸又はその代理若しくは 媒介を行う業務	(3) (現行どおり)
(4) 債権の買取り業	(4) (現行どおり)
(5) 不動産等に関する投資顧問業	(5) (現行どおり)
(6) 資産の管理及び運用に関するコンサルタント業	(6) (現行どおり)
(7) 建築の設計、施工、監理	(7) (現行どおり)
(8) 不動産の有効利用に関する企画、調査、設計	(8) (現行どおり)
(9) 建設コンサルタント業	(9) (現行どおり)
(10) 経営コンサルタント業	(10) (現行どおり)
<u>9.</u> 前各号に付帯する一切の事業	<u>12.</u> (現行どおり)
第 3 条 ~ 第 11 条 (条文省略)	第 3 条 ~ 第 11 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>第 12 条 ~ 第 14 条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第 17 条 ~ 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 25 条 ~ 第 43 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>第 12 条 ~ 第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名に限る。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第 18 条 ~ 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 26 条 ~ 第 44 条 (現行どおり)</p>